

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	大中 (東近江市大中町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

大中地区（東近江市大中町、近江八幡市大中町、安土大中町）は、昭和41年に干拓地としてできた地域で、4 haを基本とする専業で始まった。東近江市大中町では、近年、兼業化や離農が進み、当初72戸あった専業農家のうち、19戸はほぼ全ての農地を大中地区の認定農業者に貸している。今後出てくる農地についても全て大中地区の認定農業者で耕作できる見込みである。農産物価格が低迷しており、認定農業者の安定経営が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆、野菜、花、果樹、畜産の中で、それぞれの経営に応じた部門や品目を組み合わせた複合経営を継続する。必要に応じて品目ごとに組織化をはかり、一定のロットを確保することで有利販売につなげる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	291.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	291.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
大中地区内には多くの規模拡大可能な認定農業者がおり、今後、後継者が不在の農地については、大中地区の認定農業者へ集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地主と借り手が相対で貸借条件等を調整した上で、貸借手続きを行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
耕作条件整備事業等を活用し、暗渠排水工事や用排水路の補修等を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
ほぼ全ての農地を貸している農業者も、数アールの畑は耕作しており、農村まるごと保全向上対策の共同活動に参加してもらい地域とのつながりを維持することにより、多様な経営体の継続を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②③個々の経営判断で、減農薬、スマート農業等の取組を進める。
- ⑦農地をほぼ全て貸している農業者も含めて、草刈り等の共同活動を行う。
- ⑧水路、農道等の農業用施設は、土地改良区を中心に維持管理を進める。
- ⑨畜産農家が多くあることから、堆肥と稲わらの交換等の耕畜連携を相対で進める。